

第68回人権週間

昭和23年(1948年)第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択され、本年度で採択68周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「第68回人権週間」として、全国各地で啓発活動を実施します。

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち

未来へつなげよう

違いを認め合おう

皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権問題や悩み事などでお困りの方は、地元の人権擁護委員または最寄りの法務局・法務局支局にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

池田町の人権擁護委員は次の方です。

(本郷) 稲葉 政雄

(粕ヶ原) 清水 敬子

(池野) 野原 昭弥
(草深) 松原 孝一
(八幡) 林 武士
(片山) 西科 敏彦

【大垣地域での啓発活動の問い合わせ先】
岐阜地方法務局大垣支局・
大垣人権擁護委員協議会
☎0584・78・3347

なお、人権週間中には、特設相談所を次のとおり開設します。お気軽にご利用ください。

☆特設相談所

場所 池田町中央公民館(2F) 学習室
日時 12月6日(火) 午後1時～4時

スマート確定申告

確定申告会場へ行かなくても、ご自宅のパソコンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から「スマート」に申告書が作成できます!!

【確定申告書作成コーナー】のメリット

1) 確定申告会場に向く必要なし!
作成した申告書等は印刷し、郵送などにより税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。

2) 『給与・年金画面』新登場!!

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっております。

大垣年金事務所からのお知らせ

大垣年金事務所では年金の予約相談を実施しています。ご予約いただくと、「①お客様の都合に合わせて、スムーズに相談できます!」、「②相談内容に合ったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します!」。

予約相談の実施時間帯は、午前8時30分～午後4時(月～金曜日)です。予約の申し込みは「ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165」もしくは「大垣年金事務所 ☎0584・78・5166(代表)」に、お電話ください。

なお、予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付をしています。ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

特別児童扶養手当の障がいのある子どもを養育している方へ

特別児童扶養手当は、法令に定める知的・精神または身体に障がいがある20歳未満の子どもを養育されている父母などに支給されます。

手当額は1級と2級に区分されており、それぞれ月額51,500円と34,300円です。(平成28年12月現在)

なお前年の所得が一定金額以上の場合、児童が施設に入所されている場合、

児童が法に定める公的年金を受給しているときなど支給の制限があります。問い合わせ

健康福祉課 福祉政策係
☎45・3111(内線153)

除雪作業にご協力ください

◇作業時間にご理解ください

池田町の除雪作業は、降雪が規定値を超えた時点で、町から委託を受けた業者が、通学道路と幹線町道から順次除雪していきます(国道や県道は、揖斐土木事務所が対応します)。

朝は、通勤・通学に間に合うよう除雪を行います。区域や路線、降雪状況などにより遅れることもあります。また、一時通行止めなどの規制をすることもあります。

◇路上駐車はやめましょう

路上での駐車車は、除雪作業の妨げになります。決められた場所に、駐車しましょう。

◇作業中の除雪車には近づかないでください

除雪作業中は大変危険ですので、絶対に除雪車には近づかないでください。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

建設課 ☎45・3111(内線265)
揖斐土木事務所 ☎23・1111